

控 訴 状

令和4年4月8日

札幌高等裁判所 民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

別紙目録記載の当事者間の釧路地方裁判所の令和3年(行ウ)第5号マスク着用を義務付けた処分の取消等請求事件について、令和4年3月29日判決の言渡があり、同月31日判決正本の送達を受けたが、不服であるから控訴を提起する。

原判決の表示

- 1 本件訴えのうち、マスク着用を義務付けた処分の取り消しを求める請求、退場処分及び発言禁止処分の取り消しを求める請求並びにマスク不着用で白糠町議会の議場に出席して発言する権利があることの確認を求める請求をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の趣旨

一 原判決を取り消す。

二 1 主位的請求

白糠町議会がその議会運営委員会の協議に基づいて控訴人に対し令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務付けた処分を取り消す。

2 予備的請求

白糠町議会の議長が地方自治法第129条第1項に基づいて控訴人に対し令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務付けた処分を取り消す。

三 1 主位的請求

白糠町議会の議長が、白糠町議会がその議会運営委員会の協議に基づいて控訴人に対し令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務付けた処分に基づいて、令和3年7月5日に議場に入場したマスク不着用の控訴人に対して告知した退場処分及びマスクを着用して再入場した控訴人に対して告知した発言禁止処分を取り消す。

2 予備的請求

白糠町議会の議長が地方自治法第129条第1項に基づいて令和3年7月5日に議場に入場したマスク不着用の控訴人に対して告知した退場処分及びマスクを着用して再入場した控訴人に対して告知した発言禁止処分を取り消す。

四 控訴人には、マスク不着用で白糠町議会の議場に出席して発言する権利があることを確認する。

五 被控訴人は控訴人に対し金20万円を支払へ。

六 訴訟費用は、原審及び控訴審を通じて被控訴人の負担とする。

との判決並びに第五項について仮執行の宣言を求める。

控訴の理由

1 追って提出する。

当事者目録

- 〒088-0321 北海道白糠郡白糠町西1条北7丁目1番地3
控訴人 福 地 裕 行
- 〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階（送達場所）
電 話 075-211-3828
FAX 075-211-4810
上記控訴人訴訟代理人
弁護士 南 出 喜 久 治
- 〒530-0047 大阪市北区西天満 3-10-3 ARK 西天満ビル4階
電 話 06-6809-2562
FAX 06-6809-2563
上記控訴人訴訟代理人
弁護士 木 原 功 仁 哉
- 〒088-0392 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
被控訴人 白 糠 町
上記代表者白糠町議会議長 富 田 忠 行
上記代表者白糠町長 棚 野 孝 夫